

ストックホルム条約第12回締約国会議で新たに廃絶対象とされた物質を
化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定することについて
(お知らせ)

令和8年2月2日
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ
化学物質管理課化学物質安全室

1. 概要

令和7年4月から5月に開催されたストックホルム条約第12回締約国会議（COP12）において、新たにクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（長鎖PFCA）とその塩及び長鎖PFCA関連物質を同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定されました。

これを受け、令和7年6月に開催された化学物質審議会第248回審査部会^{*1}において、化学物質審査規制法（以下「化審法」という。）による対応を審議した結果、クロルピリホス、MCCP並びに長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質を第一種特定化学物質へ指定することの結論が得られました^{*2}。

さらに、令和7年9月に開催された令和7年度化学物質審議会第2回安全対策部会^{*3}において、当該化学物質を第一種特定化学物質に指定した際に講じるべき化審法上の所要の措置について審議した結果、適用除外とする用途を設ける必要はなく、当該化学物質の製造、輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当であるとの結論が得られました（化審法第18条、22条及び25条により試験研究用途は除く。）。また、当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定^{*2}及び技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について結論が得られたところです。

今後は、上記結論を踏まえた改正政令案等に関するパブリックコメントを経て、公布、施行の手続きを進めてまいります。

※1 [令和7年度第3回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）第255回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会](#)（環境省）との合同会合

※2 詳細は別紙参照。

※3 [令和7年度第5回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）、第257回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会](#)（環境省）との合同会合

2. 今後のスケジュールについて

クロルピリホス、MCCP並びに長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質の化審法第一種特定化学物質への指定、及び輸入禁止製品の指定についての改正政令の施行は令和8年秋頃となる見込みです。

現時点のスケジュールは以下のとおりです（不確定要素を含むため、前後する可能性があります。）。

【今後のスケジュール】

令和8年1月以降	化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和8年春頃	改正政令公布 3省合同会合における長鎖PFCA関連物質の指定に係る審議
令和8年夏以降	長鎖PFCA関連物質の指定に係る省令の公布
令和8年秋頃	改正政令、長鎖PFCA関連物質の指定に係る省令の施行

3. 個別のお問合せについて

現在、本件に関するお問合せを多くいただいておりますが、こちらの「お知らせ」に記載の情報以上のことはお伝えできませんのでご了承ください。

(補足)

クロルピリホス、MCCP並びに長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質が今後、化審法の第一種特定化学物質に指定されると、一定の要件を満たす用途以外にはその「使用」も認められないことになります(化審法第25条)。この「使用」については、事業者が、第一種特定化学物質から別の化学物質を製造する場合や、第一種特定化学物質を用いて製品を製造する場合が該当する可能性がありますのでご留意ください。

なお、事業者が取り扱うものが、「化学物質」ではなく、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」※4の1.(4)①又は②に該当し、「製品」とみなして扱われる場合、製品の「使用」に関する規制はありません。

※4 [化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について](#)

(別紙) 特定化学物質に指定することとなった化学物質及び輸入を禁止すべき製品

第一種特定化学物質に指定することとなった 化学物質	輸入を禁止すべき製品
チオりん酸O・O-ジエチル-O-（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル）（別名クロルピリホス）	<ul style="list-style-type: none"> ・木材用の防虫剤
中鎖塩素化パラフィン ((1) (炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物)、(2) (以下の分子式を有する炭素数が14から17までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 C ₁₄ H _(30-y) Cl _y (y ≥ 5)、C ₁₅ H _(32-y) Cl _y (y ≥ 5)、C ₁₆ H _(34-y) Cl _y (y ≥ 6)、C ₁₇ H _(36-y) Cl _y (y ≥ 6)) 又は (1) かつ (2) を満たす物質)	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂用の可塑剤 ・生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 ・潤滑油、切削油及び作動油 ・塗料 ・接着剤及びシーリング用の充填料 ・はつ水剤及び繊維保護剤
「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖PFC A）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下の中に限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用写真フィルム ・潤滑油 ・塗料 ・はつ水剤及びはつ油剤 ・接着剤及びシーリング用の充填料 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ワックス ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物